

一般社団法人 日本環境測定分析協会 御中

加入依頼日

年 月 日

試験所賠償責任保険加入依頼書兼保険料算出基礎数字申告書

(兼 見積依頼書)

(ご加入時の確認事項)

私は、自分が保険契約者の構成員であることを確認のうえ、団体に対して以下のとおり加入を依頼します。また、裏面記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について、確認のうえ、同意します。

ご加入者 (記名被保険者) 会社名 代表者名 ☆	カナ 漢字	部署名 役職名 担当者名		申込印 ご加入時の確認事項 確認印兼用 印
加入者 連絡先	〒 - TEL - - FAX - - mail			
住所	カナ			
保険 (補償) 期間	2026 年 11 月 1 日 午後 4 時 ~ 2027 年 11 月 1 日 午後 4 時 (中途加入日) 年 月 1 日 午前 0 時 ~ 2027 年 11 月 1 日 午後 4 時			
ご加入 タイプ	タイプ	支払限度額 (1請求・保険期間中)	免責金額 (1請求)	保険料 (一時払)
	Sタイプ	3億円	10万円	円
	Aタイプ	1億円	10万円	円
	Bタイプ	5,000万円	10万円	円
	Cタイプ	3,000万円	10万円	円
	Dタイプ (更新のみ)	1,000万円	10万円	円

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項 (告知事項) です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。☆が付された事項 (通知事項) に内容の変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。また、変更の内容によってご加入を解除することがあります。

ご申告欄	★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項 (告知事項) です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。☆が付された事項 (通知事項) に内容の変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。また、変更の内容によってご加入を解除することがあります。	
対象業務の範囲 ☆ 該当業務を○で 囲んでください。	【環境測定分析業務】 大気 悪臭 水質 (底質) 土壌 ダイオキシン 騒音 振動 産業廃棄物 作業環境 ビル管理 飲料水 油類・菌類 アスベスト 放射能 その他 ()	【製品分析業務】 食品検査 材料分析 その他
算出基礎数字 ☆ (*) ご加入時に 把握可能な最近の 会計年度等の確定 した売上高 (税込) です。	上記環境測定分析業務売上高 + 上記製品分析業務売上高 = 売上高 (*) 総額 (千円) (千円) (千円)	
資格取得者数	環境測定分析士1級	人
	環境測定分析士2級	人
	環境測定分析士3級	人
	環境騒音・振動測定士上級	人
	環境騒音・振動測定士初級	人

ご加入に関しては、保険料算出基礎数字である売上高を確認できる公表資料・客観的資料をあわせてご提出ください。該当書類をご提出できない場合は以下の内容を確認し、日付をご記入の上、ご記名・ご捺印ください。
この保険契約に加入するにあたり、保険料算出のための基礎数字を上記の通り申告します。これに基づいて保険会社が保険料を算出することに同意します。

また、上記申告数字は、右の会計年度の実績数字です。⇒ 年 月 日 ~ 年 月 日

ご加入者名 (会社名・代表者名)	印
------------------	---

告知事項申告欄 ★	1. 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込時において、既に告知頂いたものを除きます)	はい	いいえ	他の 保険契約等 (共済契約を 含みます) の詳細	会社名	保険種類
	2. 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実が既に発生していることを知っていますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込時において、既に告知頂いたものを除きます)	はい	いいえ		満期日	支払限度額
	3. 他の同種の保険契約または共済契約がありますか。あるようであれば右記に詳細をご記入ください。	はい	いいえ		4. 左記1, 2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求及びその原因となる事実についての具体的な内容をご記入ください。	

(注) 上記の保険契約について、保険料算出のための基礎数字に誤りがないことをご確認ください。

① 保険料算出のための基礎数字は正しくご申告願います。

もし、申告数字が誤っていた場合には、後日、保険料の追加請求や返戻が必要となったり、保険金を支払われない又は削減されることがあります。

② 申告数字が1,000千円のような「丸い数字」の場合には、最近の会計年度等における正確な実績数字を、再度ご確認ください。

③ 保険の対象とする業務や製品が複数種類にまたがっている場合等、申告すべき保険料算出基礎数字が複数ある場合は、その内訳を記載願います。

ご加入手続き方法等につきましては、パンフレットをご覧ください。

「ご加入の際のご注意」

- 告知義務**：加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- 補償の重複に関するご注意**：補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。
- 通知義務**：ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。
- 他の保険契約等がある場合**：この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。
- 保険会社が経営破綻した場合等の取り扱いについて**：引受保険会社が経営破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- ご加入時に把握可能な最近の会計年度等の確定した売上高に基づいて保険料を算出しますので、正しくご申告願います。**保険期間中の売上高による精算は、原則として行いません。
- この保険は、一般社団法人 日本環境測定分析協会を契約者とし、同協会の正会員を記名被保険者とする専門的業務賠償責任保険の団体契約です。**保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は契約者が有します。
- 代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。**したがって、代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。
- 重大事由による解除について**
以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。
この場合には、全部または一部の保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

個人情報取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）をご参照ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

（<https://www.sonpo.or.jp/>）

03-4332-5241

〈全国共通〉

受付時間：午前9時15分～午後5時
（土日祝・年末・年始を除きます。）